225
4.5.20

福県医発第520号（地）
令和４年５月19日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

「科学的介護情報システム（LIFE）の令和４年度ADL維持等
加算算定ツールの不具合について」の送付について

今般、厚生労働省より、本年３月31日にリリースした科学的介護情報システム（LIFE）の令和４年度ADL維持等加算算定ツールの不具合に関するお知らせ及び対応に関する事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

「ADL維持等加算」は、算定の際に基準を満たすことを確認することとされておりますが、一部事業所において当該ツールを使用した時に、①「対象外とする理由（必須）」について、入力した内容が消える、②「初月」「６月後」に適切な引用入力がされないという、２つの事象の不具合の発生が確認されているとのことです。

①の事象については、４月14日のアップデートで対応済みとのことですが、②については、LIFEホームページで、計算用ツール（エクセルファイル）を配布するといった対応を行うとのことです。

なお、今回の事象に伴い、LIFEへのデータ提出が困難となった場合については、「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.３）（令和３年３月26日）」問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定することは可能であるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　介護保険担当理事　栁　大三郎
会長　島田昇二郎

日医発第345号（介護）
令和４年５月10日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公印省略）

「科学的介護情報システム（LIFE）の令和４年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合について」の送付について

今般、厚生労働省より、本年３月３１日にリリースした科学的介護情報システム（LIFE）の令和４年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合に関するお知らせ及び対応に関する事務連絡が発出されましたので、ご連絡いたします。

「ADL維持等加算」は、算定の際に基準を満たすことを確認することとされていますが、一部事業所において当該ツールを使用した時に、①「対象外とする理由（必須）」について、入力した内容が消える、②「初月」「６月後」に適切な引用入力がされないという、２つの事象の不具合の発生が確認されているとのことです。①の事象については、４月14日のアップデートで対応済みとのことですが、②については、LIFE ホームページで、計算用ツール（エクセルファイル）を配布するといった対応を行うとのことです。

なお、今回の事象に伴い、LIFE へのデータ提出が困難となった場合については、「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.３）（令和３年３月26日）」問 16 における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定することは可能であるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）
○介護保険最新情報Vol.1069
科学的介護情報システム（LIFE）の令和４年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合について
（令4.4.21　厚生労働省老健局老人保健課　事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　御 中

← 厚生労働省　老健局　老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）の令和４年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合について

計２枚（本紙を除く）

Vol.１０６９

令和４年４月２１日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線 3965)
FAX：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和４年４月 21 日

各　都道府県介護保険主管課（室）　御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）の
令和４年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

本年３月 31 日に、科学的介護情報システム（LIFE）の令和４年度 ADL 維持等加算算定ツールをリリースしたところですが、今般、当該ツールについて、特定の操作を行ったときに不具合が見られる等の事象が確認されました。

つきましては、令和４年度における ADL 維持等加算の算定に係る対応について、下記のとおりお知らせいたしますので、内容についてご了知いただくとともに、管内市町村、介護サービス事業所及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

１．確認されている事象

ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の令和４年４月からの算定については、令和３年４月から令和４年３月を評価対象期間として、令和４年４月末日までに ADL 利得に係る基準を満たすことを確認することとしています。

今般、一部の事業所において、当該ツールを使用した時に、

①「対象外とする理由（必須)」について、入力した内容が消える

②「初月」「６月後」に適切な引用入力がされない

という事象が発生することを確認しました。

２．事象を踏まえた対応について

①の事象については、システムの不具合により発生しており、４月 14 日(木)の LIFE のアップデートにより、対応を行いました。

②の事象については、介護ソフトから csv ファイルを取り込む際の外部システム管理番号の設定等により発生しており、令和３年４月から令和４年３

月までを評価対象期間として、令和４年４月から ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合について、以下の取扱いとします。

・　適切な引用入力がされず、当該ツールを用いて ADL 利得を計算できない場合については、今月中に LIFE ホームページで、計算用ツール（エクセルファイル）を配布しますので、お手数おかけしますが、計算用ツールを用いて ADL 利得に係る基準を満たすかの確認をお願いします。

・　なお、介護ソフトから csv ファイルを出力し、LIFE にインポートした際に、過去の入力内容が消去される事象が発生する場合には、csv ファイルの外部システム管理番号に起因した事象と考えられますので、事業所での対応が可能な場合には、加工した csv ファイルを用いることで、上書きされたデータを改めて取り込むことも可能です。

３．その他

令和５年４月以降の算定のために、評価対象期間を令和４年４月以降とする場合には、引き続き、「様式管理情報」の「ADL 維持等」の様式の入力が必要となります。

なお、１．の事象に伴い、LIFE へのデータ提出が困難となった場合については、「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.３）（令和３年３月 26 日）」問 16 における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定することは可能であることを申し添えます。